

追加報酬に関する合意書

(DREAM CHAMPIONSHIP 2025 決勝トーナメント)

K L a b 株式会社（以下、「甲」という。）と以下記載の出演者（以下、「乙」という。）とは、甲が開催する「キャプテン翼 ～たたかえドリームチーム～ DREAM CHAMPIONSHIP 2025 決勝トーナメント」（以下、「本大会」という。）において甲が新たに設けた追加報酬の内容とその受領条件について合意し、合意書（以下、「本書」という。）を締結する。

【出演者】

住所：●●●

氏名：●●● (E メールアドレス : ●●●)

第1条（追加報酬の内容）

- 甲は、乙が本大会において以下の成績を収めた場合、次の追加報酬を支払う。

成績	追加報酬
最多ゴール賞受賞	賞金 500,000 円（消費税別）

- 最多ゴール賞に関するルール及び受賞の条件等は次のとおりとする。

- （1）本大会における全試合の合計得点数が、全出演者の中で最多であった出演者 1 名に授与される。ただし、各試合の延長戦後の PK 戰の得点は含めない。
- （2）複数の出演者が最多得点を記録し、得点数が並んだ場合（同点の場合）は、以下の基準により、甲が受賞者を決定する。なお、当該基準の優先順位は、①、②、③の順とする。
 - （1）本大会での失点数が少ない者
 - （2）本大会でのシュート本数が多い者
 - （3）本大会に先立ち開催された「キャプテン翼 ～たたかえドリームチーム～DREAM CHAMPIONSHIP 2025」のシーズン予選又は Dream Team Cup 予選の最終順位が高い者
- （3）前号の基準を適用した後も、複数の出演者が最多ゴール賞の受賞資格を有する場合は、甲は、当該受賞資格者に対し、賞金 50 万円を当該受賞資格者の人数で均等に分割した金額をそれぞれ支払う。この場合において、分配額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- （4）乙は、別紙に定める特別条項に同意する。

- 最多ゴール賞の報酬の支払日は、2025 年 12 月 24 日とする。

第2条（その他）

本書は、甲乙間で締結した乙の本大会への出場に関する「出演委託契約書（DREAM CHAMPIONSHIP 2025 決勝トーナメント）」（以下、「出演契約」という。）に追加され、一体の甲乙間の契約を構成する。本書に定めのない事項については、出演契約の規定が引き続き適用される。

以上

別紙 特別条項

1. 乙は、本大会に出場し最多ゴール賞受賞を目指すに際し、八百長等の不正な手段（以下、「不正行為」という。）により、自らが賞を獲得すること又は第三者の賞の獲得へ協力することをしてはならない。
2. 「不正行為」とは、最多ゴール賞の受賞を不当に意図し、スポーツマンシップ及び本大会の趣旨に反して試合の結果や内容（得点、失点、アシスト等）を人為的に操作する又は協力する一切の行為を指し、以下を含むが、これに限定されない。
 - (1) 最多ゴール賞の賞金の全部又は一部を他の出演者と分配することを約束する行為又はその申し出を行う若しくは要求をする行為
 - (2) 対戦相手と事前に示し合わせ、意図的に自己が得点し、対戦相手に得点させない行為
 - (3) 対戦相手と事前に示し合わせ、意図的に対戦相手に得点させる又は故意に守備を緩める行為
3. 甲は、本大会の全試合のリプレイデータ等を記録し、本特別条項に違反する行為がないか監視する権利を有する。
4. 乙は、他の出演者から本特別条項で禁止される行為の申し出を受けた又は当該行為が行われる情報を得た場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
5. 甲が乙の本特別条項への違反を認めた場合、甲は「キャプテン翼 ～たたかえドリームチーム～ DREAM CHAMPIONSHIP 2025」の大会規約「6. 参加資格の取り消し」及び「10. ペナルティ」に従い乙に対して参加資格の剥奪等のペナルティを与えるとともに、出演契約第6条に従い甲乙間の出演契約及び本書を解除することができる。

以上